

医療機器等又は
管理医療機器（特
定保守管理医療
機器を除く。）
の販売業者又は
貸与業者及び再
生医療等製品販
売業者に係るも
のに限る。（33）に
おいて同じ。）

○

別表第二の5の表健康衛生総室の部業務課の項中11の(29)を11の(30)とし、11の(28)を11の(29)とし、同項11の(27)中「第70条第2項」を「第70条第3項」に改め、同項中11の(27)を11の(28)とし、11の(22)から(26)までを11の(23)から(27)までとし、11の(21)の次に次のように加える。

(22) 第40条の7で
準用する第10条
第1項の規定に
よる届出の受理

○

別表第二の5の表健康衛生総室の部業務課の項中12の(10)を12の(11)とし、同項12の(9)中「(10)」を「(11)」に改め、同項中12の(9)を12の(10)とし、12の(8)を12の(9)とし、12の(7)を12の(8)とし、同項12の(6)中「(7)」を「(8)」に改め、同項中12の(6)を12の(7)とし、12の(5)を12の(6)とし、同項12の(4)中「(5)」を「(6)」に改め、同項中12の(4)を12の(5)とし、12の(3)までを12の(2)から(4)までとし、12の(2)の前に次のように加える。

(1) 第1条の4の
規定による許可
証の交付

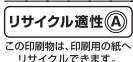
○

別表第二の5の表備考1中「(7)」を「(9)」に改め、「(8)」を削り、「(5)及び(6)」を「(9)及び(10)」とし、「(22)、(23)」を「(23)、(24)」に改め、「並びに医療機器の販売業及び貸与業」を削り、「及び(30)」を「(31)及び(32)」とし、「(8)から(10)まで」を「(9)から(11)まで」に改め、「並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業」を挿入。

附 則

この訓令は、令和三年七月三十日から施行する。ただし、別表第二の5の表健康衛生総室の部業務課の項11の改正規定及び同表備考1の改正規定（「(22)、(23)」を「(23)、(24)」に改める部分、「並びに医療機器の販売業及び貸与業」を削る部分及び「及び(30)」を「(31)及び(32)」に改める部分に限る。）については、同年八月一日から施行する。

(行政経営課)



再生紙を使用しています。 【定価 1 箇月 3,560円】

発行者 福 島 県 刷
印刷所 株式会社 第 一 印